

第 2 1 回 柏崎市農業委員会総会議事録

期日 平成 3 1 年 2 月 2 8 日 (木)
場所 市役所第 6 会議室 (旧 第 2 分館 3 0 2 会議室)
議案 議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について
議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について
議第 4 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について

その他 3 月総会の会議開催予定日時
第 2 2 回総会を 3 月 2 8 日 (木) 午後に開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後 1 時 3 0 分

霜田局長

お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日は農業委員さんのみになります。2 月 4 日にアルフォーレの大ホールにて柏崎・刈羽地域の農業者大会がありました。足元の悪い中、大勢の方から参加いただきありがとうございました。大会の冒頭に J A さんのお米の食味コンテストの表彰がありました。小柳直樹さんが優良賞を受賞いたしました。小柳さんは 3 年連続の受賞です。審査員の方から、香りとうまみがとても良いという講評でした。小柳さんおめでとうございました。農業者大会では特に園芸の話が中心だったかと思います。株式会社ふるさと未来の高橋代表の園芸導入の考え方が、印象深かったです。水田での二毛作実施は、稲作の転作ではなく、良いほ場で高収益になる作物を作る。1 年を通して作付けを行い、どの作業も作業指示書を使い、パート、アルバイト、正職員の方もそうですけれども、計画的な作業を行い、機械と人の稼働率を高める働きをしているというのが印象に残りました。これからより一層、園芸に期待が寄せられるのではないかと思います。

ただ今から第 21 柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第 2 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第 4 条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしくお願ひ
します。

黒坂会長

皆さん、ご苦労様です。もう明日は 3 月です。いつもより早く暖くなるのではと思
っています。気候に合わせて、計画を立て作業をしていくのが農家だと思います。

21 日に会長・事務局長会議があり、懇親の機会がありましたので、津南町の会長さん
に、「津南は豪雪地帯ですけど、例年と違い雪が少ないのはどうですか。」と聞きました
ところ、「雪が少ないのは困ります。人参を作っているのですが、太りすぎたり、劣化
したり出荷の時期がズレたりしてしまいます。」と話していました。雪の多い地帯でも、
雪が少ないと喜んでられない時もあると感じました。雪解けが早いということは、水
不足、害虫の心配もされますが、2 年連続不作でしたので、3 年連続は絶対許されないと
考えていますので、豊作を祈りたいと思っています。

日本穀物検定協会の 2018 年産米の食味ランキングの発表があり、中越も特 A になりま
した。魚沼も特 A に返り咲きました。新潟県としては、魚沼は絶対王者でなければなら
ないという気持ちを持っていますので、努力に努力を重ね、1 年で返り咲いたことを喜
んでいます。

先回の総会の時に申し上げたと思いますが、TPP11 が 12 月 30 日、日 EU・EPA
が 2 月 1 日に発効されました。これからは酪農農業者を中心に、大変なことになると懸
念したところ、2 月 1 日から輸入したものに対してでも、関税引き下げと同等、または
それ以上のキャンペーンを実施し、ワインや酪農製品の価格を下げてきました。国民と
政府が歓迎している中、どう切り開いていくか、私たちの課題だと思っています。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告を願いま
す。

霜田局長

事務局です。委員数は 19 人であります。欠席報告 2 人、現在の出席委員数は 17 人で、
過半数であることを報告致します。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員
会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第 21 回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、4番 石塚 道宏委員、17番 巻口 夏美委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」事務局に説明を求めます。

濁川事務局長代理

事務局でございます。議案書1ページをご覧ください。議第1号 農地法第3条許可申請について説明いたします。

申請番号1 譲渡人 長岡市関原南〇丁目〇〇番地 〇〇 〇。譲受人 大字安田〇〇番地 〇〇 〇〇。土地の所在地 大字安田字野口〇〇番1 外1筆 田 990 m²。自作地の売買でございます。取得事由については、経営規模拡大のため。売買価格でございますが、10aあたり 円になります。

申請番号2 譲渡人 緑町〇番〇号 〇〇 〇〇。譲受人 桜木町〇番〇号 〇〇 〇。土地の所在地 桜木町字三十歩〇〇番 畑 304 m²。自作地の売買でございます。取得事由については、経営規模拡大のため。売買価格でございますが、10aあたり 円になります。

申請番号3 譲渡人 新潟市中央区上所〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇〇。譲受人 田中〇番〇号 〇〇 〇〇。土地の所在地 大字横山字出戸〇〇番 田 1,295 m²。自作地の売買でございます。取得事由については、経営規模拡大のため。売買価格でございますが、10aあたり 円になります。

申請番号4 譲渡人 西山町黒部〇〇番地〇 〇〇 〇〇。譲受人 西山町五日市〇〇番地 〇〇 〇〇。土地の所在地 西山町五日市字箕輪〇〇番〇 田 1,577 m²。自作地の売買でございます。取得事由については、経営規模拡大のため。売買価格でございますが、10aあたり 円になります

申請番号5 譲渡人 埼玉県志木市上宗岡〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。譲受人 大

字北条〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地の所在地 大字本条字前田〇〇番〇 外 4 筆 田 7,041 m²。自作地の売買でございます。取得事由については、経営規模拡大のため。売買価格でございますが、10 a あたり 円になります。

申請番号 6 譲渡人 愛知県名古屋市中区八幡山〇〇番地の〇 〇〇 〇。譲受人 大字加納〇〇番地 〇〇 〇〇。土地の所在地 大字加納字下川原〇〇番 外 6 筆 田 2,658.20 m² 畑 188 m² 計 2,846.20 m²。自作地の売買でございます。取得事由については、経営規模拡大のため。売買価格でございますが、10 a あたり 円になります。

申請番号 7 譲渡人 大字曾地〇〇番地 〇〇 〇〇〇。譲受人 大字曾地〇〇番地 〇 〇〇 〇〇。土地の所在地 大字曾地字熊ヶ背〇〇番〇 田 216 m²。自作地の売買でございます。取得事由については、経営規模拡大のため。売買価格でございますが、10 a あたり 円になります。

申請番号 8 譲渡人 大字南条〇〇番地 〇 〇〇。譲受人 大字南条〇〇番地 〇〇〇。土地の所在地 大字南条字上川原〇〇番 田 2,138 m²。自作地の売買でございます。取得事由については、経営規模拡大のため。売買価格でございますが、10 a あたり 円になります。

申請番号 9 譲渡人 神奈川県横浜市磯子区中原〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。譲受人 大字花田〇番地 〇〇 〇〇。土地の所在地 大字花田字岩田〇番〇 外 1 筆 田 959 m²。自作地の売買でございます。取得事由については、経営規模拡大のため。売買価格でございますが、10 a あたり 円になります。

申請番号 10 譲渡人、西山町五日市〇〇番地 〇〇 〇〇。譲受人 西山町北野〇〇番地〇 〇〇 〇。土地の所在地 西山町北野字塚本〇〇番 外 1 筆 田 6,445 m²。自作地の売買でございます。取得事由については、経営規模拡大のため。売買価格でございますが、10 a あたり 円になります。

審査結果一覧の 1 ページをご覧ください。案件ごとに地区担当の委員、笹川農地会議代表者、事務局の阿部係長、濁川が現地調査を行いました。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.5 植木 稔委員

申請番号 4 の〇〇 〇〇さん、申請番号 10 の〇〇 〇〇さんですが、経営面積の大きい方が売られているのは何か理由があるのですか。

濁川事務局長代理

申請番号 4 の〇〇 〇〇さんの件でございますが、土地改良絡みの関係だと話を聞いています。申請番号 10 の〇〇 〇〇さんの件は当事者間の話合いとしか聞いておりません。

No.5 植木 稔委員

ありがとうございました。

議長

他にご意見ご質問はございませんか。なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 3 ページをご覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 南光町字油田〇〇番〇 田 199 m²。東京都大田区池上〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。申請地は、すでに転用目的である住宅敷地として利用されており、今回、追認許可を求めるものです。

申請番号 2 大字宮之窪字西合ヶ原〇〇番〇 外 1 筆 畑 1,421 m²。埼玉県川口市大字安行藤〇番地の〇 〇〇 〇〇。農家住宅。第 2 種でございます。申請地は、すでに転用目的である住宅敷地として利用されており、今回、追認許可を求めるものです。

申請番号 3 大字堀字越イナバ谷内〇〇番〇 畑 22 m²。大字堀〇〇番地〇 〇〇

〇〇。一般個人住宅敷地の拡張。第 3 種でございます。申請地は、すでに転用目的である住宅敷地として利用されており、今回、追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 4 ページをご覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字平井字足軽新田〇〇番〇 外 2 筆 畑 946 m²。大字平井〇〇番地 〇〇 〇〇。大字平井〇〇番地 〇 〇〇 〇〇。資材置場。第 2 種でございます。

申請番号 2 大字笠島字長面〇〇番〇 畑 476 m²。埼玉県行田市棚田町〇丁目〇番地 〇 〇〇 〇〇。南半田〇番〇号 〇〇 〇〇。貸駐車場。第 3 種でございます。

申請番号 3 大字劔字小橋〇〇番〇 田 1374 m²。大字横山〇〇番地 〇〇 〇〇。大字劔〇〇番地 〇 〇〇〇 〇〇〇〇。建売住宅。第 2 種でございます。

申請番号 4 新赤坂〇丁目〇番〇 外 1 筆 畑 283 m²。番神〇丁目〇番〇号 〇〇

〇〇。半田〇丁目〇番〇ー〇号〇〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 5 大字鯨波字向田乙〇〇番〇 外 1 筆 田 178 m²。鯨波〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇。鯨波〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇 外 1 名。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 6 西山町坂田字江ノ入〇〇番〇 外 2 筆 畑 237 m²。西山町坂田〇〇番
地 〇〇 〇〇。西山町中央台〇番地〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表 4 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしく願いたいします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することに異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり－

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 4 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」事務局の説明を求めます。

濁川事務局長代理

事務局でございます。議案の 5 ページをご覧ください。議第 4 号 「農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり変更する。

- 1 事業の区分 利用権設定等促進事業
 - 2 利用権の種類 賃借権
 - 3 利用権の設定・移転の別 移転
 - 4 権利の移転日 平成 31 (2019) 年 3 月 19 日
 - 5 権利の終了日 明細表に記載のとおり
 - 6 対象農用地の面積 賃借権 一般分 田 23 筆 11,193.00 m²
賃借権 円滑化分 田 8 筆 5,544.00 m²
 - 7 関係人の数でございますが、受人 3 人 渡人 3 人
 - 8 計画変更の理由 明細表に記載のとおり
 - 9 実施地区 柏崎市
 - 10 公告予定年月日につきましては、ご了解をいただければ、平成 31 (2019) 年 3 月 20 日を予定しております。
- 以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を承認処分と決定することについてご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 4 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

その他の事項で、委員のみなさんから発言はございませんでしょうか。
ないようでしたら事務局からその他事項をお願いします。

霜田事務局長

お手元の第 21 回農業委員会総会 (H31.2.28) 事務局事務連絡をご覧ください。今後

の予定です。

市町村農業委員会役員等研修会 四役・事務局長 3月1日(金)13時30分から 新潟市中央区「トラック会館」6階研修室 農地制度の適正な執行と農業委員会活動の推進に向けた研修です。

平成30年度中山間地域活性化シンポジウム(案内) 3月19日(火)13時から16時 新潟市中央区「県自治会館」講堂 農業をベースにして、人のつながりを多様に推進するためのシンポジウムです。希望のある方は3月6日(水)迄に農業委員会事務局まで連絡願います。バス等はありません(個人での参加となります)。

平成30年度地域別農業委員会会長・事務局長会議(中越地区管内)について(特記) 2月21日(木)長岡市役所「アオーレ」

- ① 高齢化の進展、担い手不足による耕作放棄地の増加、新規参入を含む担い手の育成確保、農地利用の集積・集約化が喫緊の課題。
- ② 特に、農地利用の集積・集約化の前提になる地域での話合いが低調との認識あり。更なる地域での話合いで、担い手への農地集積・集約を加速化させたい。行動する農業委員会、業務の見える農業委員会の現実を目指す。
- ③ 具体的には、「人・農地プラン」の実質化を進めるため、地域での話合いのコーディネーターとして、農業委員・農地利用最適化推進委員の参加を義務として明文化した。
- ④ 「にいがた農地を活かし担い手を応援する運動」の推進。農業委員会組織の活動理念である「農地を守り、地域の担い手を育てる」を柱にそれぞれの活動を推進する。とりわけ、農地利用の最適化の取り組みの成果・実績が求められることになる。「目に見える農業委員会活動」が大事。

平成30年7月豪雨災害義援金の寄付金控除について ①寄付金控除には「預り証」は全国農業会議所が発行 ②2千円を超す寄付者が対象。当農業委員会は該当者なし。

第22回総会 農業委員・推進委員 3月28日(木)午後 市役所会議棟 第1会議室で行います。

議長

他に発言はございませんでしょうか。

No.6 安野 検一委員

地域の農業事情が研修で話されているようですが、柏崎としても、地域によって担い手がないということが多少あるかもしれませんが、よく会議や研修会で、新規参入者という話がよく出ます。しかし、新規参入者を入れる条件整理が、どの市町村もしっかりされていません。行政のトップの考え方がしっかりできていなければ、簡単な新規参

入はできません。それと同時に、地域協力隊で3年間入っても、その後、どうやって行政が次のステップにあげるかマニュアル化されていません。3年間地域の協力隊で入っても、その後は知らん顔になっているのが現実です。行政がその後のことを考えてあげないといけないと思います。研修会でそのようなことを質問して、市のトップにそういう認識をさせないと簡単には施策は進んでいかないとはいいます。

霜田事務局長

ありがとうございます。確かに新規参入者の話、実際に入ってこられた方のその後の話が大事になると思います。今後、会議や要望を上げていく中で参考にさせていただきます。

議長

他に発言はございませんでしょうか。

議長

以上で本日の日程は終了しました。閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いいたします。

佐藤会長職務代理者

お疲れ様です。安野さんからのご意見がありましたが、担い手不足と言われている中で、いかに担い手が出たときに、体制を準備できるのかということ、何処が言い出せばいいのか、何処が先頭になって話を進めるのか、なかなか口火を切らずにいるのが現状だと思っています。今後、受け入れる体制を作っていかなければならないと、私も感じたところです。明日から3月ということで、確定申告の時期です。後2週間ほどで申告の期限を迎えます。農業者年金は全額社会保険料控除になります。周りに該当するような方がいましたら是非、こういうタイミングで一声かけてもらえたらと思います。よろしくお祈りします。今日はお疲れ様でした。

閉会 午後2時20分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____